

## 小糸地区民生委員児童委員協議会 会則

### (名 称)

第1条 本会は、小糸地区民生委員児童委員協議会を略し、通称「小糸民児協」と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、社会福祉の増進を図るため、小糸民児協として健全な活動を行い、「事業計画」をもとにお互いの勉学、研修、親睦を行うことを目的とする。

### (構成員)

第3条 本会は、小糸地区民生委員児童委員(主任児童委員を含む。)をもって組織する。

### (事 業)

第4条 本会は、上記目的達成のため、次の事業を行う。

- 1) 毎月1回以上の会議を行う。
- 2) その他、必要な事業を行う。

### (役 員)

第5条 本会は、次の役員を置く、役員の任期は3年とし、再任は、妨げない。

会長1名 副会長2名(男1名・女1名) 会計1名 監事1名

### (役員の選出)

第6条 役員は互選とする。

### (役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 会計は、経理を担当する。
- 4 監事は、会計を監査する。

### (運営費)

第8条 本会の運営費は、小糸民児協に対する国・県・市の活動費などを以て充当する。

### (会 議)

第9条 会議は毎月1回以上会長が召集する。

- 2 役員会は、会長が必要の都度招集し議長となる。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

### (会 計)

第10条 本会の会計制度は、毎年12月1日に始まり、翌年の11月30日までとする。

- 2 每年12月の定例会議には、会計報告をするものとする。

### (付 則)

この会則は平成9年12月1日より施行する。

平成12年10月26日一部改正